

第30回

消費者教育推進会議

議 事 録

消費者庁消費者教育推進課

第30回消費者教育推進会議 議 事 次 第

1 日 時 令和3年9月17日（金）16:00～17:30

2 場 所 オンライン開催

3 議 題

(1)消費者教育ポータルサイト見直しに向けた検討会取りまとめ（報告）

(2)第4期消費者教育推進会議の取りまとめについて

4 出席者（敬称略・50音順）

委員：青木 秀子、東 珠実、色川 卓男、岩本 諭、川野 玲子、坂倉 忠夫、坂本 有芳、
清水 敬介、高岡 麻美、武井 敏一、永沢 裕美子、中村 新造、萩原 康秋、
原 早苗、藤脇 智恵子、俣倉 朋美、山崎 智美

消費者庁：伊藤長官、片岡審議官、吉村消費者教育推進課課長

5 配布資料

資料1 消費者教育ポータルサイト見直しに向けた検討会取りまとめ

資料2 第4期消費者教育推進会議における審議の概要等及び今後の消費者教育推進会議における検討課題について

参考資料

参考資料1 全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会取りまとめ

参考資料2 社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会取りまとめ

参考資料3 緊急時における消費者行動について

○吉村消費者教育推進課長 会を始めさせていただきます。

事務局から、開会に先立ちまして、委員、関係省庁などの皆様に連絡がございます。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が発令されていることなどを踏まえまして、全面オンラインでの会議開催とさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

また、ウェブ会議でございますので、本日会議に御参加いただいております皆様におかれましては、会議の開催中、御自身が発言される場合を除きまして、マイクにつきましてはミュートにさせていただきますようよろしくお願いいたします。

事務局からの連絡は、以上でございます。

ここからは、進行につきましては、東会長にお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○東会長 ただいまより、第30回「消費者教育推進会議」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用のところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、飯泉委員と石川委員が御欠席、先ほど原委員が少し遅れられるというお話も伺ったところでございます。

まず、消費者及び食品安全を担当する井上内閣府特命担当大臣より、一言、御挨拶をいただきます。

井上大臣、よろしくお願いいたします。

○井上大臣 消費者及び食品安全担当大臣の井上信治です。

本日の消費者教育推進会議の開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

本日の会議は、皆様の委員としての任期中最後の会議となります。2年間、デジタル化の進展や新型コロナウイルス感染症の広がりなど、消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、消費者教育の在り方を大所高所から御議論をいただきました。特に社会のデジタル化に対応した消費者教育の在り方やコロナ禍の中で重要性を増す緊急時における消費行動などについて取りまとめていただき、この場をお借りして改めて感謝を申し上げます。

消費者教育は、だまされない、被害に遭わないという視点に加え、事業者と協働してよりよい経済社会の構築の一翼を担うという視点の両面から、今後、ますます重要になります。さらに、デジタル化や高齢化の進行、令和4年4月からの成年年齢引下げなど、様々な課題に対応する必要があります。

本日で一旦一区切りとなりますが、委員の皆様には、今後も様々な場面で消費者教育に対する御知見やお力添えなどを賜りたいと考えております。引き続き、御理解と御協力などを賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

最後となりましたが、皆様の今後のさらなる御活躍を祈念申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

2年間、誠にありがとうございました。

○東会長 井上大臣、どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

お手元の議事次第を御覧ください。本日、2つの議題がございます。1つ目が、「消費者教育ポータルサイトの見直しに向けた検討会取りまとめ（報告）」でございます。2つ目が、「第4期消費者教育推進会議の取りまとめについて」でございます。

まず、議題1の「消費者教育ポータルサイト見直しに向けた検討会取りまとめ（報告）」から始めたいと思います。

事務局より、御説明をお願いいたします。

○吉村消費者教育推進課長 それでは、事務局から、資料1「消費者教育ポータルサイト見直しに向けた検討会取りまとめ」につきまして、御報告させていただきます。

資料をおめくりいただきまして、真ん中の下にページ番号を振ってあります。ページ番号1をお開きください。消費者教育ポータルサイトにつきましては、一昨年の第27回消費者教育推進会議でも御議論いただいたところがございますけれども、昨年度、消費者教育推進会議の委員であられます色川委員を座長に、青木委員、俣倉委員、消費者教育推進会議の委員ではございませんけれども、東京書籍の長谷部委員に御参画いただきまして、4回にわたり御議論いただきました。その結果取りまとめでいただいた報告書が、本日お配りしております資料1でございます。資料1の1ページ目、「第1. 消費者教育ポータルサイトの開設趣旨及び課題等」と書いてございます消費者教育ポータルサイトにつきましては、消費者教育の教材などを検索・選択していけるよう、平成17年の消費者基本計画に基づいて検討が進められまして、1ページ目の下、2つ目の○ですけれども、平成21年12月から本格運用が開始され、その後、改修を経ながら現在に至っているという状況でございます。

資料の2ページ目を御覧ください。2. ポータルサイトへの指摘等でございます。ポータルサイトにつきましては、令和元年、若年者への消費者教育分科会におきまして、全面的な見直しを行うべきであるといった御提言をいただいております。内容といたしましては、四角で囲っている、(1) 実践例の収集・発信、(2) 消費者問題の解説や消費者教育の素材となる情報発信、さらには(3) 利用者目線に立ったウェブサイトの構成といった課題が指摘されているところでございます。

資料の3ページ目を御覧ください。3. ポータルサイトのアンケート調査結果概要でございます。ポータルサイトの見直しに向けた議論のために、消費者庁におきまして、地方公共団体の職員の方あるいは教員の方などを対象にアンケート調査を実施しました。利用者の方からは、利用目的を教材の取得と御回答された方が多くて、要望といたしましては検索機能が使いにくいといった御意見がございました。

資料の4ページ目を御覧ください。4. 消費者教育ポータルサイトの課題でございます。検討会の議論では、大きく4つの課題を御指摘いただいております。1点目が利便性の低

い検索機能、2点目が新しく有益な教材等の掲載が不足していること、3点目が教材以外の分野における情報が不足していること、4点目がタイムリーな情報発信でございます。

5ページ目を御覧ください。「第2.ポータルサイトの見直しの方向性」でございます。こういった御指摘いただいた課題を踏まえまして、見直しに向けた基本的な方針といたしまして大きく5つの方針を整理いただいております。1点目が検索の利便性を向上させること、2点目が新しくかつ有益な教材を掲載していくこと、3点目が教材以外の分野における有益な情報を掲載していくこと、4点目がタイムリーな情報発信を行うこと、5点目が画面構成を見やすくするという形で方針を整理いただいているところでございます。

資料の6ページ目を御覧ください。具体的には、1点目の検索機能の改善につきましては、例えば、複合検索ができるようにすること。また、2点目の教材等の充実では、有益な教材を積極的に掲載していくこと。

7ページ目に進んでいただきます。3点目のその他有益な情報の追加といたしましては、例えば、①団体の情報を掲載すること。

8ページ目に進んでいただきます。②消費者教育コーディネーターの活動に資するような事例の紹介、④注意喚起のチラシの掲載なども具体的な方向性として整理いただいております。

9ページ目、4.タイムリーな情報発信では、例えば、①トピック的な情報の掲載や、②メールマガジンの発信も御指摘いただいております。また、5.その他といたしましては、見やすさという観点でスマートフォンの対応も求められると整理いただいているところでございます。

10ページ目以降の構成などについては、説明を省略させていただきます。

13ページを御覧ください。「第4.終わりに」で、今回の検討会の取りまとめに当たりまして、さらに3点、御指摘をいただいております。具体的には、担い手が常に新しい情報に触れることができるよう、適切な管理・更新や、今後の状況を踏まえた適切なシステムの改修、さらには、こうしたことを継続的に実施することで、新しいポータルサイトが担い手の方の支援、消費者教育の充実につながるような総合的なインフラとなるように期待するという形で締めくくっていただいております。現在、検討会の取りまとめを踏まえて、ポータルサイトの改修のための調達の準備を消費者庁で行っている状況でございます。

議題1の「消費者教育ポータルサイトの見直しに向けた検討会取りまとめ（報告）」につきまして、事務局からの説明は以上でございます。

○東会長 どうもありがとうございました。

それでは、本検討会の座長として議論を取りまとめられました色川委員から、一言、御発言をいただけますでしょうか。

○色川委員 よろしく申し上げます。

ポータルサイトについての検討会の座長をさせていただきました、色川です。

ポータルサイトに関しては、個人的には、平成21年に消費者庁がサイトをつくったとき

から関わりがありまして、現状の状況については大変責任を感じながら会議の進行をさせていただきました。

会議は4回程度だったと思うのですが、打合せを含めたらもっと回数はあって、細かい検討を含めて皆様とやり取りをさせていただきながら取りまとめをさせていただいたということです。取りまとめの最後のところでもかなり竹田さんには御苦勞をかけてしまいました、最後の最後までいろいろな形で直していたということです。

今、吉村課長から出ていたと思うのですが、要は、使われていないということが最大の問題です。たしか消費者庁に直接リンクがあった「社会への扉」に対するアクセスとポータルサイトに対するアクセスの数で見ると、圧倒的に「社会への扉」のほうが多かったという問題があります。

理由は幾つもあるのでありますが、恐らく、いろいろ見た形では、検索機能が古いというか、なかなか今風になっていない。検索をしていってどんどん絞られていくはずなのに、絞られていかない、逆にいっぱい出てきちゃうとか、いろいろな問題がありました。要は、対応策として一番大きいのは検索の利便性の向上ですよね。今だと、全文検索とかが当たり前になっているサイトが多いと思うのですが、その辺がなかなかできていないので何とかしていただきたいということが一つ。皆さんがよくお使いのジャングルのような名前がついているサイトがありますよね。ああいうサイトは、履歴機能が残っています。つまり、皆さんたちが一度行ったものがチェックされていて、そのチェックがデータで残っていて、皆さんたちが改めてサイトに行くと、皆さんたち用のサイトが出てくるわけです。例えば、そういう機能ですよね。我々は慣れてしまっているのですが、そういう機能をできる範囲で何とか頑張ってくださいることが大事なポイントの1点目かと思っています。

あとは、当然のことながら、メンテナンスの問題です。サイトを運営したことがある方は分かると思うのですが、サイトは定期的にチェックを入れないと、いろいろなことが起こっていますので、その辺もしっかりやることが大事な2点目かと思っています。

有益な情報についても話が出ましたが、何が有益な情報が分からないのが現時点だと思うのですよね。いろいろとやってみて、その中でこれが皆さんの欲しがる情報なんだということが分かってきて、もっとその部分を増やしていったほうがいいかなということになると思いますので、先に有益な情報はこれだとかこちらから提示するよりも、いろいろな情報を入れていった上で、できれば、その中で評価が高かったものや特に皆さんの関心を引いたものを大きく取り上げるような柔軟性も必要かと思っています。

タイムリーな情報発信については、消費者教育メールマガジンを最近、試行的にいただいていますけれども、あれは大変有益ですよね。サイトにそういうものがあるのも必要だと思いますが、メールマガジンを定期的にいただけること自体も大変ありがたいので、今後もぜひ続けていただきたいと思います。あのような形の情報を同じようにサイトに載せておくことも必要かと思っています。

画面構成に関しては、今はかなり複雑になっていますので、いろいろな理由があって複雑になったとは思いますが、シンプルな画面構成にさせていただくのが大事かと思っています。

ここからは私が今思っていることなのですが、一番大事なことは、このサイトが、取りまとめにあるとおり、消費者教育の総合インフラとして、国の重要な消費者教育推進の事業として位置づけられるかどうかが大変重要だと思っています。もし位置づけるつもりがあるなら、ちゃんと毎年メンテナンスを含めた予算を取って、推進会議を含めてそういうところでサイトについて定期的に議論していただくことが大事ということが1点です。

2点目ですが、最近よく起こるので言っておきたいのは著作権の問題です。リンクを貼ることはよくやるのですよね。よく地方の自治体さんも教材をつくります。ところが、勝手に使ってしまうと、そこから取ってきたことをどこにも表示せずに利用されている事例を幾つか聞いています。ですから、正直、なかなかリンクを貼るのは難しいのではないかと考えています。使ったらちゃんと名前を出すとか、道徳的、基本的な話かもしれませんが、そういうことを含めて考えていただきながらこのサイトをうまく利用していただくことも大事かと思っています。

私からは、以上です。ありがとうございました。

○東会長 色川委員、ありがとうございました。

ただいま、ポータルサイト見直しに向けた検討会取りまとめの報告ということでございますが、事務局並びに座長をお務めいただきました色川委員から御説明いただいたところでございます。これにつきまして、何か御意見等がございましたら、お願いしたいと思います。今、画面がおよそ見えておりますので、挙手をお願いしたいと思います。

坂本委員、お願いいたします。

○坂本委員 鳴門教育大学の坂本です。

いろいろ御意見をまとめていただきまして、ありがとうございました。

サイトなのですけれども、新しいネットショップとかを開くときも、未完成で部分的にでもできたら公開して、まずは先に公開することが大事だとよく言われているようですので、全部できるまで待つてやっと公開するのではなくて、メインのところができたらとにかく公開して、徐々にコンテンツを充実させたり直していくという感じで進められたらいいのではないかと考えています。

以上です。

○東会長 ありがとうございました。

タイムリーな情報発信ということが中にございましたけれども、全部を待つと最初につくったところはどんどん古くなってしまいますので、そういったことはこれから運用していく中でぜひ御検討いただきたいと思います。

ほかに何かございますでしょうか。御意見はいかがでしょうか。

萩原委員、お願いいたします。

○萩原委員 萩原です。よろしくお願ひいたします。

おまとめいただきまして、本当にありがとうございました。今の時代に合った内容になっているかと思ひます。

色川委員のお話のとおり、これからのサイトの更新等のメンテナンスが非常に重要だと思ひています。どうしても情報はすぐ古くなってしまひますし、意外とメンテナンスは手間がかかるものであると思ひております。どのような仕組み、方法で更新などのメンテナンスをしていくのかこれからのご苦勞と期待を強く思ひております。常に専任の担当者が管理するくらい力をつぎ込まないと更新はなかなか難しいので、これからどんな仕組みでつくっていくのかがポイントだと思ひています。

消費者庁におかれましては、ぜひその辺も力を入れていただきたいと思ひてございます。以上でございます。

○東会長 萩原委員、ありがとうございました。

メンテナンス、更新、スピードを持ってということ、それについてきちんと仕組みをつくって継続的に行われる必要があるということですよ。

ほかに何か御意見等はございますでしょうか。

高岡委員、お願ひいたします。

○高岡委員 ありがとうございます。高岡です。

私は、中学校の教員の立場で感想を言ひます。

このようにおまとめいただいて、ありがとうございます。

教員にとっては、教材を探すということは、今は検索をかけてそこにヒットしたものをすぐ授業で使うということが、いわゆる教材研究の一般的なやり方になっています。ですから、ポータルサイトをこのように更新していただくこと、また、今後メンテナンスを定期的に行っていただくことは、教員にとってもよりよい授業をしていくということでは大変心強いと思ひています。大変お金と手間がかかることですが、データが古いと教員はすぐほかのサイトなどへ行ってしまひますので、せつかく新しいものにすれば、ぜひ定期的なメンテナンスをお願ひしたいと思ひます。

もう一つ、今、1人1台タブレットが行き渡っています。そうするとどうなるのかといひますと、子供たち自身が調べ学習をどんどんするようになります。このポータルサイトは教員専用なのですが、ここにつくるかどうかは別として、キッズ消費者教育というのですかね、子供自身が自分で探して解決できるようなものも、もしかしたらあるのかもしれないのですが、いずれできてくるといいなと思ひております。

以上です。

○東会長 高岡委員、ありがとうございました。

お金と手間の問題、キッズ用、子供たちが自分で調べる、調べ学習に役立つようなということでアイデアもいただいたところですよ。

ほかにございますでしょうか。

武井委員、お願いいたします。

○武井委員 取りまとめを御苦労さまでした。

私ども金融広報中央委員会でも、「知るぼると」という名前の金融経済教育のポータルサイトがありますが、リニューアルに向けた検討を開始しています。そのリニューアルに向けた最初のステップとして、外部のコンサルタントを活用して現状評価を実施しました。御参考までに、同じポータルサイトですので、どういうことを私どもが指摘されたかということをお伝えします。

大きなところで3つくらいあります。1つはトップページから人気コンテンツに至る動線が分かりにくいということをお指摘されました。2つ目は、サイト内で使用している言葉が、現在のユーザーニーズにフィットをしていないと。例えば、私どもが使っている「生活設計診断」という言葉は、コンサルタントによりますと、「ライフプランシミュレーション」という言葉の方が分かりやすいし、例えば、グーグルなどで検索されるのは今言った「ライフプランシミュレーション」という現代的な言葉の方ということでした。3つ目としては、若年層向けのコンテンツ、具体的には結婚や出産関連の情報ですが、こういうものが私どもの金融広報中央委員会のホームページでは不足しているという指摘がありました。

これらのことが様々な検索エンジンで上位表示できていない理由ではないかという分析がありましたので、参考までにお伝えします。

○東会長 武井委員、どうもありがとうございました。

金融広報中央委員会さんの「知るぼると」の事例ではありましたけれども、消費者教育のポータルサイトをチェックしていく上でも非常に参考になる点多々あったかと思えます。ぜひ今後こういった点も御検討いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

永沢委員、お願いいたします。

○永沢委員 ありがとうございます。NACSの永沢でございます。

消費者庁が立ち上がったときから活躍してきたポータルサイトは、随分とたまったものも多いと思えますので、この機会に刷新して、デジタル化に対応したポータルサイトが出来上がることを心より期待しております。

私は、消費者団体で消費者教育の教材を提供する立場から、今回、この取りまとめについて意見を2つばかり述べさせていただきたいと思えます。

まず、1つ目として、このたびの取りまとめの中で、それぞれの教材に対する有識者の声や利用者の声も見えるようなことが書いてありました。これまで、各自がそれぞれに教材開発をしてきたのですけれども、他の人たちが横で何をつくっているのかよりも、自分がつくることに精いっぱい、世の中にどのようなものが提供されているかということは、意識していなかった。そこまでは言えないとしても、かなり自己満足なところがあったと思えます。リニューアルされるポータルサイトが消費者教育教材のマーケットになって、

利用者からの評価もいただき、つくる側の間でも切磋琢磨できるような機会になるのではないかと私としては期待しており、教材のレベルが上がるために役に立つことを期待しておりますし、リニューアル後のポータルサイトにはそのような機能を果たしていただきたいと思います。

2点目は、先ほど色川先生が著作権のお話をされました。私どもも、教材をつくる過程で気をつけなくてはいけないと、最近、気になっておったところでございます。リニューアル後のポータルサイトの中で展開して欲しいということではないのですけれども、消費者教育の教材のレベルアップと併せて、著作権等の問題を作り手側が学ぶ機会が与えられることを希望します。今は対面講座ではなくてオンラインなどで講座なども簡単につくっていただけたと思いますので、教材のつくり方講座みたいなものも提供してはどうかと思っております。次の消費者教育推進会議で検討いただけたら、大変ありがたいと思っております。勝手なお願いではございますが、私ども消費者団体もいいものをつくっていききたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、以上です。

○東会長 永沢委員、ありがとうございました。

教材をつくっていただくつくり手として、横との関係を意識しながら切磋琢磨する、著作権あるいは教材のつくり方講座のことなど、具体的に御意見をいただきました。

ほかはいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

そういたしましたら、色川先生、今いろいろいただいた御意見に対して、何か一言あれば、お願いしたいと思います。

○色川委員 ありがとうございます。

皆さんのおっしゃっていただいたことは、私も思っていることが多くて、「知るぽると」のコンサルタントを入れてチェックをするというのは大変いいことだと思って聞いていました。我々はそれができなかったのも、東京書籍の長谷部さんに入っていたら聞いていただけたらいいので、なかなかそこまで踏み込めなかったなと思っています。

一番重要なのは今後ですね。萩原委員がお話しになっていましたけれども、定期的にチェックをしていただいて、お金と人をつけていただく、それを推進会議がいつもチェックしていて、「やっていないではないか」と吉村課長に言ってくださるという状態が、ちゃんとこれが回る大事なポイントかと思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

○東会長 色川委員、ありがとうございました。

こちらのポータルサイト見直しに向けた検討会取りまとめに関わっていただいた皆様、改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

続いて、議題の2へ移らせていただきます。「第4期消費者教育推進会議の取りまとめについて」でございます。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○吉村消費者教育推進課長 続きまして、資料2につきまして御説明させていただきます。

資料2の冒頭につけておりますものはこれから御説明いたします第4期消費者教育推進会議の取りまとめの概要という形で整理しておりますので、資料2の1ページ目の説明は省略いたしまして、縦置きの「第4期消費者教育推進会議における審議の概要等及び今後の消費者教育推進会議における検討課題について（案）」に基づきまして御説明させていただきます。

資料の1ページ目を御覧ください。一昨年10月の第26回消費者教育推進会議におきまして、第4期の検討事項という形で、四角の線で囲った内容につきまして議決をいただいていることを御説明しております。大きくは3つございまして、（1）地域における消費者教育の推進について分科会で御議論いただくこと、（2）先ほど御議論いただきましたポータルサイトの見直し、（3）その他、高度情報通信ネットワーク社会に対応いたしました消費者教育をはじめ、基本方針で指摘を受けている当面の重点課題、前の期の取りまとめでの課題について議論を行うことを記載しております。

2ページ目を御覧ください。「1. 分科会における審議・提言」でございます。第4期におきましては、2つ分科会を設置いただいて議論を行っていただきました。1つ目が（1）全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会でございます。取りまとめの内容を、以下、記載しておりますけれども、大きくは、2ページ目の真ん中辺り、①地方公共団体が地域の担い手と連携してコーディネート機能を発揮し、②計画的に取り組を進めていくことを期待するという御指摘と、その下に、国における今後の課題として、大きく3つ、整理いただいております。1点目が、地域協議会や消費者教育コーディネーターといった方々の実効性ある運用がなされている事例の収集をして紹介していくこと、2点目、いろいろな規模や状況にある地方公共団体の事例あるいは地方公共団体を都道府県が広域的に支援している好事例の収集、紹介、3点目、地方公共団体のモデル的な取組をつくっていくとか、計画策定を進めていくための方策の検討を課題としてお示しいただいております。

もう一つの分科会といたしまして、2ページ目の一番下からでございますけれども、社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会を設けていただいて、御議論いただきました。

取りまとめの内容につきましては、3ページ目を御覧ください。取りまとめにおきましては、消費者教育が目指す自立した消費者の視点も踏まえた上で、デジタル化に対応した消費者教育として重点化すべき内容などを整理いただいております。その上で、国への課題として4点整理いただいております。1点目が、各主体における取組を把握して連携を促していくこと、2点目、教材開発などで担い手を支援・育成していくこと、3点目、誰一人取り残さないデジタル化のための支援を進めていくこと、4点目、SNSや動画といったデジタルメディアを活用いたしまして効果的な情報提供をしていくとしているものでござ

います。

3 ページ目の「2. 消費者教育ポータルサイトの見直しに向けた検討」につきましては、先ほど御説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

3 ページ目の下の「3. 緊急時における消費者行動についての提言」でございます。4 ページ目以降を御覧いただけますでしょうか。新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、消費者の方が必要な情報をなかなか入手できなくて、買いためあるいは不確かな情報の拡散といった事例が発生いたしましたことを踏まえまして、消費者教育を中心としてこういった緊急時においてどういった対応が必要なのかということを提言として整理いただきました。内容といたしましては、真ん中辺りに、3点、整理いただいております。(1) 正確で分かりやすい情報発信をしていくこと、(2) 平時から消費者教育によって正しい情報を見極める備えをしておくこと、(3) 事業者と消費者の間の信頼関係が失われないための意見を適切に伝えるといった取組の必要性を整理いただきました。

4 ページ目の「4. その他」といたしましては、成年年齢引下げに向けた取組につきまして報告がなされたことが記載されております。

4 ページ目の一番下から、「5. 次期推進会議における課題」を記載しております。具体的には、5 ページ目以降でございます。まずは、5 ページ目の冒頭部分でございますけれども、第5期推進会議におきましては基本方針の見直しに向けた検討を進めることが期待されるということを記載した上で、3点指摘しております。(1) 社会のデジタル化に対応した消費者教育でございます。例えば、担い手の方の支援、デジタル技術を使った情報発信、デジタル教材の開発が検討としては必要としております。(2) 体系的な消費者教育推進のための体制整備でございます。例えば、地方公共団体において作成されておられる計画の策定・検証、消費者教育コーディネーターなどの育成あるいはその実効性がある配置・運用の促進といった体制整備を推進していくための支援について検討が必要ということを記載しております。(3) 消費者市民社会の実現に向けた消費者教育でございます。SDGsの推進の機運の高まりも踏まえてみますと、消費者市民社会の実現に向けて、事業者と連携・協働して消費者市民社会の形成に参画していく消費者の方の育成といった視点が必要であろうということです。

具体的には、6 ページ目にかかりますけれども、エシカル消費の普及啓発に当たっての効果的な手法や担い手の方への支援について検討することが必要であると整理させていただいております。

7 ページ目につきましては、第4期の消費者教育推進会議の委員の方々の名簿です。

8 ページ目には、消費者教育推進会議、第4期での開催状況ということで、一昨年10月に第26回を開催いたしましたので、本日、第30回まで、5回にわたりまして会議を開催いただいているということを開催状況として整理しております。

事務局からの第4期取りまとめ案につきましてはの説明は、以上でございます。

○東会長 どうもありがとうございました。

ただいま資料に基づきまして、第4期の取りまとめに関する御説明をいただきました。これまでに今期の会議で取り組んできた主な分科会あるいはそれ以外の形で取り組んできた内容、さらに次期の推進会議に向けての課題についても3点明記していただいております。

各委員の皆様におかれましては、既にそれぞれ御意見等もいただいて、最終的にこのような形で取りまとめ案になっているということだと思っておりますが、この段階で、改めて、何か御意見といたしますか、御発言いただけるようでしたら、お願いしたいと思っております。挙手をお願いいたします。

順番は、川野委員、中村委員ということでお願いいたします。

○川野委員 よろしくお願ひいたします。私は、全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会で委員をさせていただきました、全国消費生活相談員協会の川野です。

皆さん、ほかの委員の方には、本当にお世話になりました。取りまとめができて、私も本当によかったと思っていることを情報提供させていただきたいと思っております。

現在、多くの消費者団体、弁護士会、司法書士会、教育関係者の方々が、いよいよ迫ってきました来年4月の成年年齢引下げにおいて、同じ目標で動いているところでございます。コロナ禍において、活動制限もあって、こういった情報もうまくつかめないのではないかと感じておりましたが、急速なデジタル化で、今、活発にオンライン研修やオンライン会議が行われております。担い手にとっては、消費者教育の考え方や手法の情報を入手したり、発信もできている状況です。

ただ、一方、この成年年齢引下げに伴う当事者である18歳や19歳の高校生や大学生の学生さんたちなのですけれども、当然、成年になると契約が自分でできるようになるため、新生活のいろいろな場面で契約をしますから、契約に関する知識をきちんと持ってほしいということと、被害に遭わないようにするための事例や対処方法の講座を、今、学校にお願いしているのですけれども、もちろん重要と考えていらっしゃる学校にはすぐ検討していただけるのですが、コロナ禍であり、学習状況の進みも悪い中で、カリキュラムの制限もありまして、学校の責任者の方には成年年齢引下げにおいての講座を受けていただきたいという話がなかなか進まないという現実があります。

この全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会において、人・内容のクロスにより、地域のつながりをふやし、消費者教育を充実させることは地域の見守りの目を増やすとともに、被害に遭わない消費者を増やす、消費者教育機会の創出に伴う人と人との出会いは、互いに活力を与え、地域を元気にするというメッセージが分科会で出されましたが、まさに今、この成年年齢引下げに伴う消費者教育において、地方公共団体や消費者団体が特にこのような困難な状況にありますので、まさに人と人とのつながりが必要だと思われました。本当に連携してやっていかなければならない状況になっております。

私の九州のお話で申し訳ありませんが、九州も本当に消費者教育の進捗が非常に厳しい状況です。この厳しい状況であることを九州の弁護士会連合会さんや福岡県司法書士会さんにお話ししたところ、非常に情報共有ができて、協力していただくことになりました。まさにこの分科会でのメッセージにもありますけれども、消費者教育の意義を共有し、消費者教育に当事者意識を持って取り組む人を増やしていくことが重要だということを、私自身、身をもって体験したことをこの場で報告させていただきます。

この成年年齢引下げにおける消費者教育をきっかけとして、第4期で取りまとめられました全世代における体系的な消費者教育に向けた連携がどの地域でも達成されて、無事成年年齢を迎えた若者がトラブルに遭わないようにきちんと自分で契約ができることを切に願っております。

以上です。

○東会長 川野委員、ありがとうございました。

続けて、先ほどお手が挙がっていました中村委員、お願いいたします。

○中村委員 中村です。

発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

それでは、1点、意見を申し上げたいと思います。

私も、この4ページ、「4. その他」の成年年齢に関するところについてです。まず、「4. その他」というタイトルですが、読んでみると、中身は成年年齢のことしか書いていないようですので、「その他」というタイトルにする必要はなくて、この内容でしたら「成年年齢に対する対応」とかというタイトルにしてしまったほうが読みやすいかと思いましたが、私たちがこの問題を重要視しているんだということも直截に伝わっているのではないかと思いました。

それと、コメントを求められたときに、私自身は悩んでいるうちに期限が過ぎてしまったのですが、ほかの委員の方からもちょっと意見が出ているようですし、私たちの会議の中で議論が出た話ですので、今さらながら指摘をさせていただくと、ここでは、アクションプログラムと全力キャンペーンというものが紹介されて、こういう取組が行われていることが報告されたという記載で終わっています。ただ、他の委員の方からのコメントでも、このキャンペーンやアクションプログラムとは一体何をやったのか、十分だったのだろうか、コメントが必要ではないかと言っておられる部分もありますし、私自身も、アクションプログラムが、恐らく、最初に予定していたものほど普及せず、十分な効果を上げたとはなかなか言えない面があるのではないかという点を指摘させていただいています。

ですので、できればこの4. はタイトルも「成年年齢」としていただいた上で、アクションプログラムや全力キャンペーンについて、特に終了したアクションプログラムについては、十分な効果が上がったかという点については疑問の声が上がったという指摘を書きいただくか、これまでのようなやり方ではなくて、ギアを上げていかないといけないのだという指摘があった点については触れていただきたいと思います。その点を変えるだけ

だと、1行か2行を修正すればいいので、修正もそんなに大きな負担にならないのではないかと考えています。

この問題が重要だと思ったので発言しているわけですがけれども、今、川野委員からもお話があったように、消費者教育全体がコロナの中で想像とは違う形で進んで、デジタル化による強い部分、デジタル化によって思いのほか進んだ部分があれば、思ったように進まなかった部分もあります。消費者教育、特に金融教育や成年年齢引下げに関する教育が、デジタル化の中で、思ったより進んだのか、もしくは、思ったとおり進んだのかというと、必ずしもそうではない、もしくは、そうでない学校や分野もあるのではないかと思います。

他方で、若い人が年齢を経る、18歳の人が19歳になる、17歳の人が18歳になるという点は、コロナとは無関係です。また、若い人が買物をする・お金を使うという点も、コロナだからといって減るわけではありませんので、若い人たちが成年年齢引下げの影響を受けるという点は変わらないにもかかわらず、消費者教育が十分に行われているかという点については不安な状況にあるという前提に立った議論も今まであったと思います。今の書き方だと、淡々と、いろいろとやってきて、報告された、意見を聞きつつもうちょっと頑張ろうみたいな感じになっていますけれども、今までのものではギアが足りなくて、しかもコロナでは思ったようにスピードが出なかった部分についててこ入れをしていかなければいけないという意見はいろいろなところで出たということを反映していただければと希望しております。

以上です。

○東会長 川野委員、中村委員、ありがとうございます。

まだ御意見はあるかもしれませんが、簡単にまとめさせていただきます。

川野委員からは、全世代の分科会のほうで御参加していただいたということで、そこでの成果を踏まえて、今後も、地方や消費者団体と学校が連携して成年年齢引下げに向けてどこの地域でもそういうものを推進していただきたい、改めて人と内容のクロスという表現についてもお言葉がありました。

中村委員のほうは、具体的な文言の修正にも若干関わる御意見でございました。4ページの「4. その他」について、2点です。1点目は、まず、「その他」という表記が適切かどうかということについてでございます。中身が成年年齢引下げへの対応に関するものなので、それが分かるような表記にしてはどうかという御意見と、2つ目が、この中身。アクションプログラムや全力キャンペーンのことが報告されたこと、それに対して非常に淡々と記述されている。十分な効果が上がったかどうかということについての推進会議の皆さんの御意見。直接あったかどうかは分かりませんが、それに関連する御意見、あるいは、ギアを上げる必要があるというお言葉もいただきましたので、こちらにつきましては、もう一度議事録なども確認しながら、今の御意向も踏まえてまた検討させていただければと思っております。

ほかの委員はいかがでしょうか。

坂倉委員、お願いいたします。

○坂倉委員 ACAPの坂倉でございます。

この取りまとめについては、既に事前に提出した意見も反映いただいておりますので、これで結構かと思うのですが、今期、全世代における体系的な消費者教育とデジタル化に対応した消費者教育の2つの分科会がございましたが、くしくも私が2つとも座長を仰せつかりました。2つの分科会とも、参加いただいた委員の先生方のおかげで、とてもよい取りまとめ、提言ができたと思っております。その上で、来期に向けてということで、2点、意見を申し上げたいと思います。

1点目は、この2つの分科会の取りまとめを、単なる報告ではなく、ぜひ次のアクションにつなげていただきたいということであります。どちらの分科会の取りまとめも、最後に国における今後の課題ということでまとめさせていただいております。その中でも、特に、コーディネート機能の強化、消費者教育の担い手の支援・育成、消費者教育ポータルサイトを情報のプラットフォームとして充実させる、という辺りは、来期、第5期の消費者教育推進会議においてぜひ何らかの形で御議論をつないでいただければと思っております。

2点目は、デジタル化に対応した消費者教育ですが、内容と幅が非常に広いので、今期の分科会だけでは十分な議論ができたとは言い難いものがあります。デジタル化した社会に対応するための消費者教育とデジタルを活用した消費者教育を考えていかなければいけなくて、非常に幅が広く、かつ、デジタル化はどんどん進行していきますので、来期の推進会議でも今年の分科会の議論をベースに議論を深めていただくことを期待したいと思います。

東先生、私からは以上でございます。

○東会長 坂倉委員、ありがとうございました。

坂倉委員には、全世代、デジタル化の両方の座長をお引き受けいただきまして、きちんところいった形で分科会の取りまとめにも反映させていただいているということでございます。2つ、来期に向けての課題といたしますか、御意見をいただきましたので、そちらについてもまた次の第5期の推進会議でぜひ御検討いただければと思います。

原委員、お手が挙がっていたかと思えます。お願いいたします。

○原委員 ありがとうございます。

今期の推進会議に参加させていただきまして、ありがとうございます。取りまとめについても、いろいろ意見を申し上げたものはほとんど反映してくださっていて、これもありがとうございます。

ただ、推進会議の委員として、さらに分科会も参加させていただいたのですが、任期中あまり活動できなかったなと思っております、申し訳ないという気持ちです。今は、デジタル化、気候変動への対応ということで、被害に遭わない消費者だけではなくて、消費者の責務という意味でも消費者教育は大変重要だと思っております。第5期へのバトンタ

ッチということで取り上げている点はぜひお願いしたいと思っておりますが、私の中でも2点をお話したいと思っております。

一つは、担い手です。これは体系的のほうもデジタル化の分科会でも感じたのですが、担い手をどういうふうに育てていくか。一応文章の中にも両方ともに担い手への支援という言葉は入っているのですが、どこにその担い手がいるのか。もちろんコーディネーターはありますけれども、大学の教職課程とか、相談員の方たちの研修とか、担い手のところはぜひ重点を置いてやっていただきたい。教材はかなりいろいろなものが出てきていますけれども、それを教えていく担い手が不足していると思いますので、担い手の育成は一つ重要な点と思っております。

もう一つは、PDCAです。一応私の意見で体系的なところのこれから進めるところで検証という言葉を入れていただいたのですが、PDCAですね。消費者教育は、御存じのように、1960年代、1970年代から、ずっと進められてきている重要なテーマです。でも、予算が足りなくなるとすぐに切られるという立場で今まで来ているということがあるのですね。消費者教育も、啓発も、否定する人はいないので、しっかりと定着していないということです。なぜ定着していないのか。PDCAのサイクルを、例えば、この5年で考えるのか、この20年で考えるのか、この50年で考えるのか、幾つかのPDCAを回して検証していただきたいと思っております。

第5期の方には担い手の話とPDCA・検証の話の2つをぜひ念頭に置いてやっていただければと思っております。私自身今回推進会議に所属していて残念だなと思ったことは、私も幾つかいろいろな審議会に出ているのですが、普通の審議会と同じだったのですね。委員として意見を言ってそれを反映してもらおうという形でのスタイルだったのですが、もったいないなと思っております。これだけの人数が集まってきていて、私たちは第4期ですから、この前にまた何十人という委員がいるわけですね。そういう人たちや私たちを生かして、推進会議と分科会だけではなくて、もっと小回りが利くような、いろいろな検討会やグループ会議、グループで意見だけを寄せてもらうような形でもいいと思いますけれども、もっと英知を集める工夫、継続していってもらおう工夫をぜひお願いしたいと思っております。

皆さん消費者教育をこれからも一生懸命進めていこうと思っておられる方ばかりだと思っておりますので、ぜひ私たちの力も活用してほしいなと思っております。

以上です。

○東会長 原委員、ありがとうございました。

内容につきまして、来期に向けてということで担い手育成とPDCAのお話ですね。それから、この審議会の運営にも関わって、せっかくですので、こういういろいろな委員の方の英知を集めて活用していくという進め方もあっていいではないかということ、そういったことを継続していくこと、これは今日も何度かいろいろな場面であったと思いますが、継続してそういったことを進めていくということで御意見をいただきました。

いかがでしょうか。

それでは、岩本委員、お願いいたします。

○岩本委員 岩本でございます。

取りまとめにつきましては、今、各委員からございましたように、私自身も基本的な枠組みや内容につきまして異論はございません。

私の方からは、取りまとめの中の5ページ、今回3つに分けた第5期に向けての取組課題について、簡単ではありますが、コメントをさせていただきたいと思います。

まず、デジタル化につきましては、その文面にありますように、誰一人取り残さないということが書かれていますけれども、いわゆる情報の脆弱性は、年齢や障害等の脆弱性とは異なり、おそらくこれは全ての人にとっての脆弱性だろうということ、単に配慮するという視点ではなくて、全ての人が情報の脆弱性を持っていることを基本としながら消費者教育のデジタル化を進めていく必要があるだろうという点であります。さらに、この情報につきましても、今般のコロナの中で、我々もいろいろな情報に接してまさに批判的な思考が試されている状況でありますけれども、例えば、情報の誘導や情報のバイアス、そうした言わば情報にどう接してどう読み解いていくのかということが、今後さらに消費者教育の中心になっていくだろうと思っております。ですから、消費者の5つの責務の第1に挙げられている批判的思考をさらに具体化していくあるいは情報を読み解くための教育を実現していく必要があるだろうと考えているところでございますので、その辺りを第5期の皆様方に御検討いただければ幸いです。

2番目でございますけれども、これはちょうど先ほど各委員から御発言がありましたように、ちょうど成年年齢引下げの法律が施行される時期を第5期の皆様は迎えるわけありますけれども、当然、各委員の御発言のとおり取組が必要ですし、先ほどの全力キャンペーンについても成果の検証が必要だろうと思います。その中で、一つ申し上げたいこととして、「社会への扉」という消費者庁や各先生方が関わっている教材がございますけれども、特にここ最近のデジタル・プラットフォーム市場の進展と消費生活への定着の中で、様々な生活様式や問題自体も変わってきている状況がございます。したがって、この「社会への扉」をぜひ早急にバージョンアップする方向で見直していただきたい。その中で、先ほど挙げましたように、情報についての接し方あるいは情報を読み解く力をどう育成していくのかという視点から、「社会への扉」をさらに工夫していただくことについて期待しているところでございます。

3番目につきましては、まさに消費者がどう振る舞うべきかということと同時に、その中にも書いておりますが、消費者志向経営を充実させていくという一文がございます。消費者と事業者の関係性を見直していく中で、特にこれは日本型と言っていいのでしょうか、要するに、「お客様は神様です」という発想がどうしても前面に出てきていて、例えば、暴言や威圧的な行動を取る消費者への対応が、事業者としてではなく、従業員任せになっている点も、以前、指摘したことがございます。そうした日本的な「お客様は神様です」

的な発想から脱却していただいて、事業者と消費者の権利における対等性も含めて、ここを消費者志向経営の一つの視点としてお考えいただく機会がさらに増えていく必要があることについて、改めてもう一度お話しさせていただいた次第でございます。

第4期、皆様方には大変お世話になりました。ありがとうございました。

以上、私からの意見とさせていただきたいと思います。

○東会長 ありがとうございました。

この取りまとめの「5. 次期推進会議における課題」で3点がございました。今、それに対応する形で改めて御意見をいただきました。全ての人が情報の脆弱性を持っているという前提に立つ、批判的思考、成年年齢引下げに関連して「社会への扉」のバージョンアップという具体的な意見もいただいたところでございます。そして、消費者志向経営の捉え方を再考していくということですね。

ほかはよろしいでしょうか。

坂本委員、お願いいたします。

○坂本委員 坂本です。

取りまとめの枠組みや内容については、特に異論はございません。

私も、来期に向けて、コメントというか、申し上げたいと思います。

「社会への扉」のアップデートなのですが、私は、高校生向け消費者教育のデジタル教材を開発している担当者として、「社会への扉」の内容は全部入れたものをつくろうと頑張っているところではあります。冊子という形ではできないのですけれども、構成が全く違うので、もしかしたら「社会への扉」と全然違うという印象になってしまうかもしれないのですけれども、中身としては全て入れようという形で、担当者としてはつくる予定です。親しみやすさや分かりやすさを重視した教材にしたいと思っていますのですけれども、そこでお役所が出すべき正確なもののバランスを取るのが非常に難しいなと思っています。このデジタル化に対応した教育は、何をどう伝えるべきか、続けて審議していくことがすごく大事だと思っています。

今回、第4期でも、徳島オフィスがその間にできて、徳島オフィスは調査研究の専門部署ということで、効果を客観的に測定しようということに取り組んでいるのです。今回、「社会への扉」については、知識の定着についてぐらいしか測れなかったわけですが、数値で客観的に捉えるということをしっかりして見て、その課題も明らかになって、これからデジタル化に対応した教育をしたときにどんな成果が出てくるのかということも、しっかり効果の見える化ができるように取り組んでいこうとしています。第5期も、そういう効果を客観的に測定していく、それを基に議論していく、測り方などもみんなで議論していくみたいなことも取り入れていただけないかと思っています。徳島オフィスもまだ不十分なのですが、今、研究機能の向上にも努めているところですので、その内容などについて、皆さんからも、今後、御意見をいただければいいのではないかと考えております。

以上です。

○東会長 今、坂本委員から、徳島オフィスで非常に精力的にいろいろなお取組をいただいているので、御紹介いただきました。特に「社会への扉」のバージョンアップに関して先ほど御意見が出たところで、デジタル教材としてそういったものを含んだものを考えておられることとか。あるいは、消費者教育の効果の見える化は本当に長く課題になっていますので、せつかくそういった調査研究をしていただく組織もありますので、できる限り客観的な評価に基づいて議論を進めていくことが今後できるといいなと思いながら伺いました。ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

俣倉委員、お願いいたします。

○俣倉委員 俣倉でございます。

毎回大変有意義な会となり、いろいろな立場の方々に学校現場の立場からの意見を聞いていただきまして、本当に感謝をしております。

皆さまがお話しされていらっしゃいましたが、デジタル化はこれからまさにどんどん進んでいきますし、実際に学校現場の子供たちが18歳成年になったときのトラブルなども今までにないような事例がたくさん出てくると思います。また、様々な事業者も18歳成年を対象としたビジネスを新たに展開してくる可能性もありますので、今後、第5期においては、18歳成年になった後の若年者への消費者教育の在り方についても検討を続けていただきたいと思います。

今の学校現場の先生方のお話を聞くと、特に、消費者教育だけではなく、SDGsの視点が大変注目されており、教育研究の題材となっていますので、消費者市民社会の実現に向けた教育の充実化に向けた消費者市民社会の視点、エシカル消費の視点を含めた取組は、まさに学校現場のニーズに合致するものと思います。

再度デジタル化の視点に戻りますが、高校生はスマホから情報を得るとともにスマホからのトラブルが多くなっていることが県内の相談内容から具体的に明らかになってきましたので、新潟県でも独自の教材としてデジタル化の視点での消費者教育教材の開発についても検討しています。今後もデジタル化の視点での教材開発や消費者教育の視点をたくさん御提示いただければと思います。新しくできました「若者ナビ！」という公式LINEや、既にあります国民生活センターの公式LINEのアプリは、注意喚起のツールとしてだけでなく、子供たちがタブレット等を使って、自分で関心のある消費者問題について、問題解決学習的に調べ学習をし、発表するなど、深い学びにつなげて活用することもできると思い、大変すばらしいものをつくってくださったと喜んでおります。

以上でございます。大変お世話になり、ありがとうございました。

○東会長 青木委員、お願いいたします。

○青木委員 今回、私も参加させていただきまして、取りまとめていただいた方向性については非常にいろいろな議論ができたと思っております。

今後に向けて、特にデジタル化のところなのですけれども、ここに書かれている視点にプラスして、SNSでの誹謗中傷あるいはメルカリ等を利用した消費者自身が個人事業主となって取引をする等のケースも増えており、消費者自身にもリテラシーや倫理性が求められます。消費者教育も、デジタル化の対応として活用面とともに、リテラシーの面も検討課題として入れていただいたほうが良いと思っている次第です。

もう一つは、先ほどから出ていた検証・評価は非常に重要だと思います。デジタル化の進展でAIの活用も含めて、いろいろな手法が容易にできるようになってきます。成年年齢引下げも、全力キャンペーンの検証が必要であり、ターゲットにどこまで届いているか、新たな課題が発生していないか等、モニタリングやアンケート調査、相談状況の変化など直接確認する検証を行い、PDCAを回していくことを検討いただけたらと思っております。

以上です。ぜひよろしく願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

俣倉委員からは、初めに、高校の現場を踏まえた御意見ということで、成年年齢引下げ後についてのお話、また、SDGsやエシカル消費などの視点のお話、デジタル化ということで、今後も強化・検討していくべき課題ということでお話ししていただきました。

青木委員からも、今後に向けて、デジタル化に関して、リテラシー、倫理性に関することをもうちょっときちんと捉えていくことが課題ではないかという御意見もいただきましたし、検証・評価をきちんとしていく、成年年齢引下げといっても教育の受け手のほうにもちゃんとモニタリングやアンケートなどをしていくことも必要ではないかということですね。

ほかはどうでしょうか。

それでは、萩原委員、お願いいたします。

○萩原委員 1点、確認なのですけれども、第5期に向けてデジタル化に向けた消費者教育が掲載されています。ここには記載はないのですけれども、デジタル化への対応といたしましては、高齢者はまだまだ脆弱な消費者であると思いますので、そこは高齢者への対応を基本的なものとして考えていただきたいと、私としては確認したいと思います。私の生活する地域だけかもしれませんが、実際に被害に遭わないよう注意喚起等、情報として随分入ってきますので、まだまだ必要な点だと捉えております。ぜひこの点は押さえていただきたいと思います。

○東会長 どうもありがとうございます。

高齢者のデジタル化に対するケアも含めて、今回、この取りまとめに書かれていることは限られていますけれども、これまでの議論に出た内容、また、個々の分科会の取りまとめなども添付される形になるのではないかと思いますので、そういう中でまた今の御意見についても今後の検討課題ということで受け止めていただければと思います。

それでは、御意見をいろいろと出していただきましたが、以上でよろしいでしょうか。

山崎委員、もし何かございましたら一言いただければと思いますが、いかがですか。

○山崎委員 今回の会議に参加させていただいて、ありがとうございました。

報告書も、特に意見はありません。

全世代の分科会に参加させていただきまして、高齢者の方も最近はデジタルでの情報収集が増えているところもあるので、全世代の方に情報が届くようになっていけばいいなと感じました。

以上です。

○東会長 どうもありがとうございました。

こういった取組は社会福祉士のほうでもこれからまた御関心をぜひ持っていただきたい内容でもございますので、引き続きよろしく願いいたします。

御意見も切りがないかもしれませんので、ここまでとさせていただきたいと思います。

特に課題について、いろいろな追加の御意見と申しますか、今後、課題になっていることを運用していただく段階で特にこういうことは気にかけていただきたいという視点で、幾つか御意見をいただきました。

一部、中村委員の御発言については、少しこちらでまた過去の議事録や先生の御発言の趣旨を踏まえて検討したいと思っておりますが、おおむね議題2に関して今回の案で合意いただけたものということでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○東会長 ありがとうございます。

そうしましたら、先ほどの中村委員の御意見を含め、また、そのほかの皆さんからいただいた御意見についても、もし今回の案について加筆修正可能あるいはすべきと判断されるところがありましたら、その部分につきましては会長の私のほうに一任とさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○東会長 ありがとうございます。いろいろなアクションも出していただいて、ありがとうございます。

今回の議題2につきましても、基本的な部分につきましては御了解いただき、また、今後については会長一任ということにさせていただきたいと思います。こちらは、私と事務局でまた調整した後に、皆様にもきちんと最終的な形をお知らせしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日の議題は、以上となります。

最後に、伊藤消費者庁長官から一言いただきたいと思っております。

伊藤長官、お願いできますでしょうか。

○伊藤長官 ありがとうございます。

第4期消費者教育推進会議の終了に当たりまして、私から最後に御礼の御挨拶をさせていただきます。

東会長をはじめ、委員の皆様方には、コロナ禍で非常にオンライン開催も多かったと思

いますが、いろいろと御協力いただきまして、本当にありがとうございました。

今期は、成年年齢引下げを目の前にしているということがあったわけですがけれども、併せて、コロナ禍において、今まで問題であったことがより先鋭化した時期だったのではないかと考えております。

例えば、先ほどはちょっと高齢者のお話もありましたけれども、孤独・孤立の問題、また、もともとあったデジタル化の急速な進展、さらに言うと、また別の話としては、自分事・他人事ということである、SDGsのような社会に対する考え方が変わってくる。いろいろな形で大きな変化が急速に起きた2年間であったのではないかと私自身は考えております。

そうした中で、消費者教育はだまされないことと自分で考えていい消費をしていい社会をつくっていくという2つの側面があると思いますが、何をどういうふうに伝えていったらいいのか、それは誰が使えたらいいのか、まだたくさん課題があると考えております。こうした今期に急速に明らかになった課題については、また第5期で引き続き議論をしていく必要があるかと思っております。

委員の皆様方には、引き続き、様々な観点でお教えいただくことがたくさんあるかと思っております。引き続きの御協力を心からお願いし、また、この2年間の御尽力に心から御礼を申し上げたいと思っております。本当にどうもありがとうございました。

○東会長 伊藤長官、どうもありがとうございました。

以上で、本日の議事は終了となります。

私は、この第4期の2年間、大変僣越ながら、会長ということで座長を務めさせていただきました。なかなか行き届かないところも多々あったかと思っておりますが、本当に皆様にたくさん御意見をいただき、御協力いただきましたおかげをもちまして、何とか2年間の第4期を、本日の会議をもって終了させていただくこととなります。これまでの御協力に、改めまして、本当に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、司会を事務局にお返ししたいと思います。

○吉村消費者教育推進課長 東会長、議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、オンラインとなりましたけれども、本日、この消費者教育推進会議に御参加いただきまして、ありがとうございました。

本日で、第4期の推進会議は終了という形になろうかと思っております。大臣あるいは伊藤長官からも御挨拶させていただきましたけれども、2年間にわたりまして、この消費者教育の分野におきまして、時には叱咤激励、あるいは、貴重な御意見や事例などを御紹介いただきましたこと、本当に感謝を申し上げます。今後ともまたいろいろな形で委員の皆様方にお知恵を借りるような場面もあろうかと思っておりますので、引き続き、御指導、御協力を賜ればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上で第30回の「消費者教育推進会議」を終了させていただきます。

2年間、皆様、どうもありがとうございました。